

第3 公益財団法人日弁連法務研究財団

1 日弁連法務研究財団の公益認定

財団法人日弁連法務研究財団（以下「財団」という。）は、1993（平成5）年に日弁連理事会内に調査研究を行うワーキンググループ（その後設立実行委員会）が設置され、1998（平成10）年4月に、弁護士に限定せず、広く法律実務に携わる者、研究者のための研究・研修・情報収集提供の目的で設立された。

2010（平成22）年10月1日、公益認定を受け、公益法人に衣替えした。

事業内容としては、法学検定試験などの試験事業をはじめ、「法曹の質」の研究や法科大学院の認証評価事業などがマスコミに注目されているが、これらに限らず、財団の目的に合致する事業を広く展開し、弁護士の研究・研鑽に寄与してきている。

2018（平成30）年には設立20周年を迎え、記念行事が実施された。

2 財団の組織

財団では、個人会員・法人会員の会員制度を設け、弁護士に限らず、司法書士、税理士、公認会計士、弁理士などの実務家や研究者を会員に迎えている。

財団の運営は、理事会・評議員会によるが、業務に関する企画運営については、理事会及び各委員会がその実質を担っている。財団の活動を支援するために、日弁連内組織として、公益財団法人日弁連法務研究財団推進委員会が設置されている。また、北海道・東北・名古屋・大阪・中国・四国・九州の各地区会が設立され、地区の実情に合わせた活動も展開されている。

一般会員は1万円の入会金と年1万円の会費を負担する。2019（平成31）年3月末日現在の正会員（個人）数は4,399人（うち4,250人が弁護士）（前期比132人減）、22法人（同-3）である。2018（平成30）年度中の新規入会者数は127人（うち120人は弁護士）、退会者数は259人（うち254名は弁護士）であり、多くは会費未納による退会である。財団の単年度収支に会員数は大きな影響があり、各単位会は、財団の会員増強に力を貸すべきである。

3 財団の活動

(1) 研究事業

財団は2018（平成30）年度までに145のテーマについて研究に取り組み、その成果物の多くを14冊の紀要（「法と実務」）、24冊の叢書（「JLF叢書」）にて、出版・公表している。研究活動は、原則として1テーマ50万円（追加50万円）の研究費を得られることもあり、多くの会員、研究者、行政庁からの申し入れがあり、充実した活動が展開されている。

研究内容としては、設立20周年のシンポジウムのテーマともなった「社会の中の新たな弁護士・弁護士会の在り方」「（研究成果はJLF叢書として発行）のほか、日弁連からの委託研究として「自治体における条例案策定及び条例レビューにかかる法的支援に関する研究」（研究成果については日弁連と共催でセミナーを開催）、文部科学省からの研究委託である「法科大学院における法学未修者への教育手法に関する調査研究」（報告書は紀要に掲載）、「情状弁護の質的転換に関する研究—更生支援型弁護士の展開とその可能性」（研究成果については財団研修会として全国展開）、「自動運行の実現に向けた法的課題報告書」（報告書は紀要に掲載）など時宜を得た研究が継続されている。

なお、2016（平成28）年度から、故滝井繁男先生（元最高裁判官・弁護士）のご遺志により、相続人の方々から財団へ多額の寄付がされた。寄付の趣旨は、行政訴訟等の活性化に役立たせるというもので、財団

は資金を積み立て、この趣旨に沿った研究テーマを募集している。2017（平成29）年7月10日、同基金により、滝井先生の追悼論文集「行政訴訟の活性化と国民重視の行政へ」が発刊されている。また、行政訴訟等を活性化するための活動の一環として「滝井繁男行政争訟奨励賞」を設置し、2019（令和元）年から行政争訟の活性化の実現のため、優れた研究や顕著なる功績を残した方又は団体を表彰することとなった。

（2）法科大学院適性試験事業

2003（平成15）年6月に、財団と公益社団法人商事法務研究会が適性試験委員会を発足し、同年に第1回統一適性試験が実施されている。実受験者数は初回1万8,000名で、その後徐々に減少（志願者数の減少）し、2017（平成29）年は3,086名（2回合計）となった。

従来、財団の統一適性試験の他に、独立行政法人大学入試センターによる適性試験があったが、大学入試センターが事業から撤退し、2011（平成23）年度から財団、商事法務研究会及び法科大学院協会を中心とした新しい組織で一本化した試験が実施されてきた。

適性試験については、2018（平成30）年度からの任意化により、従前の形で財団が継続することは困難となった。弁護士会には、法曹の質の維持向上のため新たな施策を提案していくことが求められる。日弁連は、今後とも財団の法科大学院適性試験事業に積極的に協力し、法曹に適した人材がロースクールに採用されるよう努める責務があるといえよう。

（3）法学未修者到達度確認試験事業文部科学省の委託研究である「法科大学院における法学未修者への教育手法に関する調査研究」（（1）に紹介）の研究にも関連するが、2020（令和2）年から、日弁連の要請もあり、法科大学院協会と共同で法科大学院における法学未修者の到達確認試験を実施することとなった。

司法制度改革審議会意見書（2011〔平成13〕年6月12日）は、21世紀の司法を支えるにふさわしい質・量ともに豊かな法曹を養成するため、法学教育、司法試験、司法修習を有機的に連携させた「プロセス」としての法曹養成制度を整備することが不可欠であるとして、制度の中核としての法科大学院を設けることとし、他の分野を学んだ者、社会人等としての経験を積んだ者を含め、多様なバックグラウンドを有する人材を多数法曹に受け入れるため、非法学部出身者、社会人等を一定割合以上入学させるべきとしてきた。

2004（平成16）年に始まった法科大学院は、同意見書を受けて、法学未修者を迎え入れてきた。しかしながら、2006（平成18）年に新司法試験制度がはじまって以来、司法制度改革の狙いや理想に反して、法学未修者の司法試験合格率が既修者に比べて伸び悩み、また、法学未修者の法科大学院入学激減の現状がある。

法学未修者到達度確認試験は、法学未修者の教育の質の保証の観点から各法科大学院が客観的かつ厳格に進級判定を行い、学生に対する学修・進路指導の充実を図る基礎とし、学生自身においても全国レベルでの比較の下で自己の学修到達度を自ら把握し、学修の進め方等を見直すことを可能とすることを目的として導入されるものであり、これを、司法制度改革が狙いとしていた多様なバックグラウンドを有する人材の受け入れ、非法学部出身者の法科大学院への入学と司法試験の合格率増を促すための方策の一つとして有効に機能するように、日弁連や各単位会においては、制度を理解し、支援すべきである。

（4）法科大学院の認証評価事業

財団は2004（平成16）年8月31日付で、法科大学院の認証評価機関として認証を受け、2006（平成18）年秋季学期以降に本評価の事業を開始した。現在は13校の法科大学院と契約しており、順次、評価を行っている（法科大学院の認証評価事業の概要は、財団のホームページ<http://www.jlf.or.jp/work/dai3sha.shtml>参照）。

法曹人口増員問題の最重要課題が「法曹の質」の維持であり、法科大学院を中核とする法曹養成制度の未成熟さが法曹の質の低下を招来しているのではないかと指摘されている。その未成熟さの中味として、法科大学院の予備校化、卒業認定の甘さ、教授・講師など人的体制の不備などが指摘され、その一方で財団を含め3つの認証評価機関の評価基準や評価のあり方についても議論を呼んでいる。なお財団はこれまで延べ18校に対し、適格ではあるが再評価要請を付し、延べ9校について法科大学院評価基準に適合していないとの評

価をした。

認証評価事業は、適性試験制度とともに弁護士会の法曹養成制度への参加の証として財団が担うことになったのであり、財団の責任は重大である。そして、かかる事業の費用は、日弁連がその多くを寄付という形で負担している。

(5) 法学検定試験

法学検定試験は、財団と商事法務研究会が主催し、4級・3級試験を2000（平成12）年から、2級試験を2001（平成13）年から開始した（1級は未実施）。

同試験は法学に関する学力水準を客観的に評価する唯一の全国試験であり、大学の単位認定、企業の入社・配属時等の参考資料など様々に利用されている。なお、法学検定は2012（平成24）年からリニューアルされ、4級がベーシック、3級がスタンダード、2級がアドバンスト、と名称を変更し、検定料が安くなり、試験科目、問題数も若干変更となった。受験者数は2018（平成30）年でベーシックが3,494人、スタンダードが1,767人、アドバンストが333人であり、合格率はベーシックが60.7%、スタンダードが55.3%、アドバンストが24.0%となっている（財団の法学検定試験事業の概要は財団のホームページ参照）。

(6) 情報収集提供事業

2001（平成13）年5月より、毎月1回、前月に裁判所ホームページを含む公刊物に掲載された重要判例、最新成立法令、新刊図書案内を中心とした「法務速報」を編集・発行しており、希望者にはメーリングリストを通じて配信している。法務速報掲載判例について、会員専用ホームページ上で、キーワード・判決年月日等による「判例検索」が可能であり、利用は無料である。

さらに、4ヶ月に1回、会誌「JLF NEWS」を発刊し、財団の活動の紹介、法律問題に関する情報などを掲載して、全会員に届けている。

財団ホームページの更新、デザイン変更等、各関係者からの要請も踏まえて、随時作業を行っている。今後も、ページの構成やコンテンツ・システム等の再構築を進めていく。なお、財団の情報告知手段として、Facebook公式ページと公式Twitterも開設している。

(7) 研修事業

財団の当初からの事業の柱の一つが研修事業である。近時は、各弁護士会や日弁連（ことに新人向けのeラーニング）の研修事業が充実しており、財団独自の研修事業のあり方が問われている。そこで、最近は特色ある研修内容の確立と、本部研修のみならず財団の各地区研修の充実を図ることを研修事業の方針としている。具体的には、①現職裁判官による訴訟手続に関する研修、②大立法時代に相応しい新法、改正法に関する研修、そして、③民事訴訟、弁護士業務のIT化、AI化に関する研修を、三本柱とする研修会を行っている。また、各地区会においても、本部研修委員と協力しながら、これらの研修を精力的に実施している。

なお、債権法改正研修を、研究事業の一環として、1,000万円の予算規模で、中間試案発表後2013（平成25）年5月から2014（平成26）年5月まで、弁連・単体会との共催で、全国8ブロックで計9回実施した。そして、2016（平成28）年度からは、債権法改正研修の成果を生かして、「債権法改正十番勝負」と題する全10回の連続研修会を2019（平成31）年3月までの間、全国各地で実施した。いずれも、債権法改正作業に深く関与した著名な民法研究者や実務家を講師として招聘し、基調講演やパネルディスカッションを行っている。この研修会においても、各弁護士会や日弁連が行う債権法改正研修会との差別化を図るために、改正法の解説そのものではなく、今後、改正法が実施された場合に生じるであろう新たな論点や問題点の発見、検討に主眼を置く改正を行っている。

さらに、債権法改正に引き続き、相続法が改正され、既に施行されている現状に鑑み、本部及び各地区において、相続法改正に関する研修会を実施した。これらの債権法及び相続法に関する研修会の実施にあたっては、数多くの法友会会員が企画、運営を担い、研修活動を支えている。

(8) 隣接業種向けの研修・弁護士法5条研修

2002（平成14）年度より、各種関連団体から、研修を実施する際の教材作成・教授方法の検討といった研修支援事業に関する依頼が寄せられた。

そこで、日本司法書士会連合会の依頼により、司法書士の簡裁代理権付与のための能力担保研修となる特別研修の教材作成を行っている。

日弁連の依頼による「弁護士法5条に基づく研修」における教材作成や、日本土地家屋調査士会連合会及び全国社会保険労務士会連合会の依頼によるADR代理権付与に当たっての能力担保のための特別研修用の教材作成（土地家屋調査士研修ではその考査問題作成も含む）も行っている。

弁護士会が広い意味での国民の裁判を受ける権利を拡充するための活動としては、単に弁護士活動のみを念頭におけば良い時代は過ぎ去りつつある。隣接士業の職域拡大に関する動向には批判的見地を堅持すべきは当然だが（第3部第2参照）、現行法令が認める各業種の権能の適正を担保するために弁護士会は、これら周辺業種の資格者の能力向上のための活動や非司法研修所出身者の弁護士登録における研修には積極的に関与すべきである。

(9) 紀要・叢書の発行

2019（令和元）年11月までには、紀要15号と叢書24号（その他号数なしのものが3冊）が発刊された。なお、紀要は会員に1冊無償で配布される。

4 財団の課題

公益財団では、財務の透明性、健全性が強く求められ、必要以上の内部留保は公益性に沿うものではないから、公益目的財産として公益事業に計画的に支出することが義務付けられている。

財団は、創立当初以来の寄付（会費）と日弁連の支援により財政的に余裕があったが、この数年来、公益法人化における収支相償の厳格化や、会員数の伸び悩みも加わって、単年度収支では慢性的に赤字となり、その都度内部留保を取り崩してきており、いずれ財団の存立の基盤が揺らぐことが懸念される。

日弁連がシンクタンクとして財団を創設した原点に戻って、財団の存在の意義を問い直すとともに、先の債権法改正研修（研究）に見られたように、意欲ある献身的な研究員を集め、各地の弁護士会の活動へ根を広げることにより、各地の意向を汲みとったうえで新たなニーズに応える、最先端の充実した企画を産み出し続けてきており、日弁連、そして、その基礎をなす各地の弁護士会の積極的支援が望まれる。